

公共調達品の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------|--|-----------|----------------------------------|---------------|--|---------------|---------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 港湾労働者就労確保支援事業 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 一般財団法人港湾労働安定協会 東京都港区新橋6-11-10 | 2010405010401 | 委託事業の内容が、港湾労働法第28条に基づく指定法人が同法第30条に基づく指定法人の業務として実施するものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 125,141,000 | 125,141,000 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 | 7000020010006 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 1,068,945,040 | 1,068,945,040 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 青森県 青森県青森市長島1-1-1 | 2000020020001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 327,017,482 | 327,017,482 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 岩手県 岩手県盛岡市内丸10-1 | 4000020030007 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 568,662,162 | 568,662,162 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 宮城県 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 | 8000020040002 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 330,037,479 | 330,037,479 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 秋田県 秋田県秋田市山王4-1-1 | 1000020050008 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 199,779,555 | 199,779,555 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 山形県 山形県山形市松波2-8-1 | 5000020060003 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 264,111,896 | 264,111,896 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------|--|-----------|----------------------------|---------------|--|---------------|---------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 福島県 福島県福島市杉妻町2-16 | 7000020070009 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 334,448,181 | 334,448,181 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 茨城県 茨城県水戸市笠原町978-6 | 2000020080004 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 374,732,346 | 374,732,346 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 栃木県 栃木県宇都宮市靖田1-1-20 | 5000020090000 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 401,768,085 | 401,768,085 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 群馬県 群馬県前橋市大手町1-1-1 | 7000020100005 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 284,654,860 | 284,654,860 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 1000020110001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 911,420,570 | 911,420,570 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 千葉県 千葉県千葉市中央区市場町1-1 | 4000020120006 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 748,638,239 | 748,638,239 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1 | 8000020130001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 1,374,433,542 | 1,374,433,542 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------|--|-----------|----------------------------|---------------|--|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通1 | 1000020140007 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 250,105,378 | 250,105,378 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 新潟県 新潟県新潟市中央区新光町4-1 | 5000020150002 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 547,106,162 | 547,106,162 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富山県 富山県富山市新総曲輪1-7 | 7000020160008 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 152,864,796 | 152,864,796 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 石川県 石川県金沢市鞍月1-1 | 2000020170003 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 309,221,126 | 309,221,126 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 福井県 福井県福井市大手3-17-1 | 4000020180009 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 122,630,481 | 122,630,481 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 山梨県 山梨県甲府市丸の内1-6-1 | 8000020190004 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 158,248,793 | 158,248,793 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 長野県 長野県長野市大宇南長野宇幅下692-2 | 1000020200000 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 454,787,780 | 454,787,780 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------|--|-----------|----------------------------------|---------------|--|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 岐阜県 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 | 4000020210005 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 159,088,299 | 159,088,299 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9-6 | 7000020220001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 385,359,898 | 385,359,898 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2 | 1000020230006 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 584,227,515 | 584,227,515 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 三重県 三重県津市広明町13 | 5000020240001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 147,472,334 | 147,472,334 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 滋賀県 滋賀県大津市京町4-1-1 | 7000020250007 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 308,716,208 | 308,716,208 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 京都府 京都府京都市上京区下立売通 新町西入敷ノ内町 | 2000020260002 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 345,962,342 | 345,962,342 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 大阪府 大阪府大阪市中央区大手前2 | 4000020270008 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 713,571,272 | 713,571,272 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------|--|-----------|----------------------------|---------------|--|---------------|---------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 兵庫県 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 | 8000020280003 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 1,128,874,903 | 1,128,874,903 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 奈良県 奈良県奈良市登大路町30 | 1000020290009 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 288,923,220 | 288,923,220 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1 | 4000020300004 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 147,356,061 | 147,356,061 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 鳥取県 鳥取県鳥取市東町1-220 | 7000020310000 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 209,162,597 | 209,162,597 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 島根県 島根県松江市殿町1 | 1000020320005 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 189,942,948 | 189,942,948 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 岡山県 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 | 4000020330001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 168,295,930 | 168,295,930 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 広島県 広島県広島市中区基町10-10 | 7000020340006 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 259,636,307 | 259,636,307 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------|--|-----------|------------------------|---------------|--|---------------|---------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 山口県 山口県山口市滝町1-1 | 2000020350001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 259,025,016 | 259,025,016 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 徳島県 徳島県徳島市万代町1-1 | 4000020360007 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 379,607,322 | 379,607,322 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 香川県 香川県高松市番町4-1-10 | 8000020370002 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 111,635,850 | 111,635,850 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 愛媛県 愛媛県松山市一番町4-4-2 | 1000020380008 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 421,379,668 | 421,379,668 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 高知県 高知県高知市丸ノ内1-2-20 | 5000020390003 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 154,448,136 | 154,448,136 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7-7 | 6000020400009 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 1,718,329,708 | 1,718,329,708 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 佐賀県 佐賀県佐賀市内1-1-59 | 1000020410004 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 218,898,973 | 218,898,973 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------|--|-----------|---------------------------|---------------|--|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 長崎県 長崎県長崎市江戸町2-13 | 4000020420000 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 320,323,163 | 315,942,683 | 98.6% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 熊本県 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 | 6000020400009 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 371,420,002 | 358,850,962 | 96.6% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 大分県 大分県大分市大手町3-1-1 | 1000020440001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 241,416,948 | 241,416,948 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 宮崎県 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 | 4000020450006 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 172,943,425 | 172,943,425 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 | 8000020460001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 385,647,098 | 385,647,098 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 | 1000020470007 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 241,060,618 | 241,060,618 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 横浜市 神奈川県横浜市中区港町1-1 | 3000020141003 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 124,080,120 | 124,080,120 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------|--|-----------|-------------------------|---------------|--|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 | 7000020010006 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 901,550,670 | 901,550,670 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 青森県 青森県青森市長島1-1-1 | 2000020020001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 601,614,000 | 601,614,000 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 岩手県 岩手県盛岡市内丸10-1 | 4000020030007 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 101,055,600 | 101,055,600 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 宮城県 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 | 8000020040002 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 147,844,533 | 147,844,533 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 秋田県 秋田県秋田市山王4-1-1 | 1000020050008 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 237,333,842 | 237,333,842 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 山形県 山形県山形市松波2-8-1 | 5000020060003 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 17,820,000 | 17,820,000 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 福島県 福島県福島市杉妻町2-16 | 7000020070009 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 89,694,000 | 73,548,000 | 82.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------|--|-----------|----------------------------|---------------|--|---------------|---------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 茨城県 茨城県水戸市笠原町978-6 | 2000020080004 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 146,534,400 | 146,534,400 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 橋本県 橋本県宇都宮市埴田1-1-20 | 5000020090000 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 384,696,000 | 384,696,000 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 群馬県 群馬県前橋市大手町1-1-1 | 7000020100005 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 271,555,200 | 271,555,200 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 1000020110001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 889,789,968 | 889,789,968 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 千葉県 千葉県千葉市中央区市場町1-1 | 4000020120006 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 669,409,380 | 669,409,380 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1 | 8000020130001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 2,487,250,800 | 2,487,250,800 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通1 | 1000020140007 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 479,343,744 | 479,343,744 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------|--|-----------|------------------------|---------------|--|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 新潟県 新潟県新潟市中央区新光町4-1 | 5000020150002 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 499,955,760 | 499,955,760 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富山県 富山県富山市新総曲輪1-7 | 7000020160008 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 163,813,916 | 163,813,916 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 石川県 石川県金沢市鞍月1-1 | 2000020170003 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 461,112,480 | 461,112,480 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 福井県 福井県福井市大手3-17-1 | 4000020180009 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 76,837,939 | 76,837,939 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 山梨県 山梨県甲府市丸の内1-6-1 | 8000020190004 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 120,722,400 | 120,722,400 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 岐阜県 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 | 4000020210005 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 294,511,680 | 294,511,680 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9-6 | 7000020220001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 260,121,456 | 260,121,456 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------|--|-----------|----------------------------------|---------------|--|---------------|---------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2 | 1000020230006 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 923,270,400 | 923,270,400 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 三重県 三重県津市広明町13 | 5000020240001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 190,976,400 | 190,976,400 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 滋賀県 滋賀県大津市京町4-1-1 | 7000020250007 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 130,252,320 | 130,252,320 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 京都府 京都府京都市上京区下立売通 新町西入敷ノ内町 | 2000020260002 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 393,255,259 | 393,255,259 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 大阪府 大阪府大阪市中央区大手前2 | 4000020270008 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 1,182,337,344 | 1,182,337,344 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 兵庫県 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 | 8000020280003 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 59,826,427 | 59,826,427 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 奈良県 奈良県奈良市登大路町30 | 1000020290009 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 229,055,472 | 229,055,472 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------|--|-----------|-------------------------|---------------|--|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1 | 4000020300004 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 267,278,400 | 267,278,400 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 鳥取県 鳥取県鳥取市東町1-220 | 7000020310000 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 159,020,400 | 159,020,400 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 島根県 島根県松江市殿町1 | 1000020320005 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 517,581,792 | 517,581,792 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 岡山県 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 | 4000020330001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 240,663,204 | 240,663,204 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 広島県 広島県広島市中区基町10-52 | 7000020340006 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 253,118,727 | 253,118,727 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 山口県 山口県山口市滝町1-1 | 2000020350001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 333,060,422 | 333,060,422 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 香川県 香川県高松市番町4-1-10 | 8000020370002 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 199,424,160 | 199,424,160 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------|--|-----------|---------------------------|---------------|--|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 高知県 高知県高知市丸ノ内1-2-20 | 5000020390003 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 292,341,312 | 292,341,312 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 佐賀県 佐賀県佐賀市城内1-1-59 | 1000020410004 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 170,205,503 | 170,205,503 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 長崎県 長崎県長崎市江戸町2-13 | 4000020420000 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 186,192,000 | 182,336,400 | 97.9% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 熊本県 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 | 6000020400009 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 255,422,160 | 157,917,600 | 61.8% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 大分県 大分県大分市大手町3-1-1 | 1000020440001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 431,524,800 | 431,524,800 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 宮崎県 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 | 4000020450006 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 170,735,450 | 170,735,450 | 100.0% | - | | | | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 | 8000020460001 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 269,427,600 | 269,427,600 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|-------------------------|---------------|---|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管・都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 離職者等再就職訓練事業（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 | 1000020470007 | 公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づき公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、委託先としては公共職業能力開発施設を設置・運営している都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 254,197,440 | 254,197,440 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 | 7000020010006 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 45,348,934 | 45,348,934 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 青森県 青森県青森市長島1-1-1 | 2000020020001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 20,485,758 | 20,485,758 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 岩手県 岩手県盛岡市内丸10-1 | 4000020030007 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 12,831,438 | 12,831,438 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|-------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 宮城県 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 | 8000020040002 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 12,787,058 | 12,787,058 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 秋田県 秋田県秋田市山王4-1-1 | 1000020050008 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 15,202,368 | 15,202,368 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 山形県 山形県山形市松波2-8-1 | 5000020060003 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 11,320,912 | 11,320,912 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 福島県 福島県福島市杉妻町2-16 | 7000020070009 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 35,632,621 | 35,632,621 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 茨城県 茨城県水戸市笠原町978-6 | 2000020080004 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 13,007,312 | 13,007,312 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 栃木県 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 | 5000020090000 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 17,318,491 | 17,318,491 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|----------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 群馬県 群馬県前橋市大手町1-1-1 | 7000020100005 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 22,077,217 | 22,077,217 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 1000020110001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 52,841,257 | 52,841,257 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 千葉県 千葉県千葉市中央区市場町1-1 | 4000020120006 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 46,569,029 | 46,569,029 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|------------------------|---------------|--|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1 | 8000020130001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 144,239,904 | 144,239,904 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通1 | 1000020140007 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 71,714,729 | 71,714,729 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 新潟県 新潟県新潟市中央区新光町4-1 | 5000020150002 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 68,108,600 | 68,108,600 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|-----------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富山県 富山県富山市新総曲輪1-7 | 7000020160008 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 11,880,305 | 11,880,305 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 石川県 石川県金沢市鞍月1-1 | 2000020170003 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 12,537,296 | 12,537,296 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 福井県 福井県福井市大手3-17-1 | 4000020180009 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 5,235,257 | 5,235,257 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|----------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 山梨県 山梨県甲府市丸の内1-6-1 | 8000020190004 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 19,508,915 | 19,508,915 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 長野県 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 | 1000020200000 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 60,306,487 | 60,306,487 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 岐阜県 岐阜県岐阜市数田南2-1-1 | 4000020210005 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 23,875,905 | 23,875,905 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|--------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9-6 | 7000020220001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 85,825,067 | 85,825,067 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2 | 1000020230006 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 56,345,133 | 56,345,133 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 三重県 三重県津市広明町13 | 5000020240001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 18,881,192 | 18,881,192 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|----------------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 滋賀県 滋賀県大津市京町4-1-1 | 7000020250007 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 9,688,000 | 9,688,000 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 京都府 京都府京都市上京区下立売通 新町西入敷ノ内町 | 2000020260002 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 64,072,813 | 64,072,813 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 大阪府 大阪府大阪府中央区大手前2 | 4000020270008 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 71,311,633 | 71,311,633 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|----------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 兵庫県 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 | 8000020280003 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 39,788,151 | 39,788,151 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 奈良県 奈良県奈良市登大路町30 | 1000020290009 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 6,763,465 | 6,763,465 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1 | 4000020300004 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 12,416,961 | 12,416,961 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|-------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 鳥取県 鳥取県鳥取市東町1-220 | 7000020310000 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 15,674,976 | 15,674,976 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 島根県 島根県松江市殿町1 | 1000020320005 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 29,821,206 | 29,821,206 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 岡山県 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 | 4000020330001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 10,062,833 | 10,062,833 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|------------------------|---------------|---|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 広島県 広島県広島市中区基町10-52 | 7000020340006 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供する必要があるため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 38,001,065 | 38,001,065 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 山口県 山口県山口市滝町1-1 | 2000020350001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供する必要があるため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 28,172,047 | 28,172,047 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 徳島県 徳島県徳島市万代町1-1 | 4000020360007 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供する必要があるため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 20,860,357 | 20,860,357 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 香川県 香川県高松市番町4-1-10 | 8000020370002 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 13,126,385 | 13,126,385 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 愛媛県 愛媛県松山市一番町4-4-2 | 1000020380008 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 40,193,321 | 40,193,321 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 高知県 高知県高知市丸ノ内1-2-20 | 5000020390003 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 22,763,508 | 22,763,508 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7-7 | 6000020400009 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 54,132,296 | 54,132,296 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 佐賀県 佐賀県佐賀市内1-1-59 | 1000020410004 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 22,728,123 | 22,728,123 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 長崎県 長崎県長崎市江戸町2-13 | 4000020420000 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県が存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 20,344,696 | 20,344,696 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|---------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 熊本県 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 | 6000020400009 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供する必要があるため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 33,540,137 | 33,540,137 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 大分県 大分県大分市大手町3-1-1 | 1000020440001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供する必要があるため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 44,362,962 | 44,362,962 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 宮崎県 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 | 4000020450006 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供する必要があるため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 14,301,615 | 14,301,615 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|---------------------------|---------------|---|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 | 8000020460001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 31,991,302 | 31,991,302 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（単年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 沖縄県 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 | 1000020470007 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 32,256,148 | 32,256,148 | 100.0% | - | | | | |
| 職業能力開発校（一般校）における精神障害者受け入れに係る体制整備モデル事業 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 | 7000020010006 | 国及び都道府県が行う職業訓練は、職業能力開発促進法第15条の7第3項に基づき職業能力開発校等内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなすこととなり、本事業はこの規定に基づき国と都道府県が委託契約を締結して実施する委託事業であり、委託先として都道府県しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 16,514,280 | 16,514,280 | 100.0% | - | | | | |
| 職業能力開発校（一般校）における精神障害者受け入れに係る体制整備モデル事業 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 福井県 福井県福井市大手3-17-1 | 4000020180009 | 国及び都道府県が行う職業訓練は、職業能力開発促進法第15条の7第3項に基づき職業能力開発校等内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなすこととなり、本事業はこの規定に基づき国と都道府県が委託契約を締結して実施する委託事業であり、委託先として都道府県しか存在せず、競争を許さないものであるため（会計法第29条の3第4項）。 | 10,548,042 | 10,548,042 | 100.0% | - | | | | |
| 定期刊行物「労政時報」99部の購入 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 株式会社労務行政 品川区西五反田3-6-21 | 8010401046377 | 安価に購入できるのは、発行元である出版社以外にないため（会計法第29条の3第4項）。 | 3,528,360 | 3,528,360 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|-----------|---|---------------|---|-----------|--------------------------|--------|----------|---------|---------------|---------|--------------|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 定期刊行物「労働新聞」194部の購入 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 株式会社労働新聞社 東京都板橋区仲町29-9 | 1011401006988 | 安価に購入できるのは、発行元である出版社以外にないため（会計法第29条の3第4項）。 | 2,011,392 | 2,011,392 | 100.0% | - | | | | |
| 定期刊行物「労働法令通信」418部の購入 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 株式会社労働法令 東京都中央区新川2-1-6 | 6010001071042 | 安価に購入できるのは、発行元である出版社以外にないため（会計法第29条の3第4項）。 | 4,875,552 | 4,875,552 | 100.0% | - | | | | |
| 定期刊行物「中央労働時報」197部の購入 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 東京都千代田区内神田1-12-2 | 9010005016841 | 安価に購入できるのは、発行元である出版社以外にないため（会計法第29条の3第4項）。 | 2,061,408 | 2,061,408 | 100.0% | 0 | 公財 | 国所管 | 1者 | |
| 定期刊行物「福祉情報」99部の購入 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 一般社団法人財形福祉協会 東京都中央区日本橋小舟町8-14 | 8010005003015 | 安価に購入できるのは、発行元である出版社以外にないため（会計法第29条の3第4項）。 | 2,851,200 | 2,851,200 | 100.0% | - | | | | |
| 労働保険料の使用用途に係るリーフレットの作成 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 株式会社外為印刷 東京都台東区浅草2-28-31 | 9010501006222 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,363,372 | (2,168,331) 1,084,116 | 91.7% | - | | | | 連名契約 労災勘定 |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9-6 | 7000020220001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 1,566,240 | 1,566,240 | 100.0% | - | | | | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 三重県 三重県津市広明町13 | 5000020240001 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 3,522,178 | 3,522,178 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|-----------|---------------------------|---------------|---|---------------|---------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練実施事業（障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業）（複数年度契約） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 熊本県 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1 | 6000020400009 | 本事業は、地域の多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害者及び地域の労働市場のニーズに対応した職業訓練を実施するものであり、福祉から雇用へという流れの中で障害者が居住する身近な地域で職業訓練機会を提供するため、都道府県が設置した公共職業能力開発施設が実施するものである。 また、公共職業訓練のうち委託訓練の実施に当たっては、職業能力開発促進法第15条の6第3項に基づいて公共職業能力開発施設に委託を行うこととされており、本事業を全国で効果的・効率的実施するためには、都道府県が有する公共職業訓練や障害者施策に関する豊富な実績とノウハウが必要不可欠であり、さらに受講者と委託先のマッチング等のコーディネート業務等を担う必要があるため、公共職業能力開発施設を管轄している各都道府県しか存在せず競争を許さないため（会計法第29条の3第4項）。 | 3,110,400 | 3,110,400 | 100.0% | - | | | | |
| ハローワークシステム求職者支援システムサーバ等一式（平成31年度契約延長） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 平成31年度に予定されている本システムの更改に伴う次期機器への切り替えまでの期間について、本システムの安定稼働及びコスト削減（導入経費不要等による）といった面から効率的な現行機器の継続利用をすることとしたところである。このため、今般、現行機器の賃貸借期間を延長する随意契約を行うこととする。 従って、平成30年度末で延長契約期間満了を迎えるハローワークシステム 求職者支援システムサーバ等一式の賃貸借について、継続利用が可能な事業者としては、原契約の契約相手方のみである。 以上のとおり、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 197,774,881 | 197,774,881 | 100.0% | - | | | | |
| ハローワークシステムにおける共通番号連携管理サブシステム等に係る平成31年度刷新対応一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本調達における共通番号連携管理サブシステムのハローワークシステム刷新対応は、ハローワークシステムの刷新時期である2020年（平成32年）1月初頭のリリースに向け、平成30年度に完了した以降の工程である総合テスト、受入テスト及び移行を平成31年度に実施する内容であることから、平成30年度調達の落札事業者以外が本調達を対応することは難しい。したがって、既存事業者との随意契約により改修を実施することが適切と考えられる。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 526,817,439 | 526,098,456 | 99.9% | - | | | | |
| ハローワークシステムセンター設備更改等一式（平成31年度契約延長） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 平成31年度に予定されている本システムの更改に伴う次期機器への切り替えを踏まえて、本システムの安定稼働及びコスト削減（導入経費不要等による）といった面から効率的な現行機器の継続利用をすることとしたところである。このため、今般、現行機器の賃貸借期間を延長する随意契約を行うこととする。 従って、平成30年度末で延長契約期間満了を迎えるハローワークシステムセンター設備更改等一式の賃貸借について、継続利用が可能な事業者は、原契約の契約相手方である。 以上のとおり、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 5,537,211,074 | 5,537,211,074 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-------------------------------------|--|-----------|-----------------------------|---------------|---|---------------|---------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| ハローワークシステム拠点設備更改等一式（平成31年度契約延長） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 平成31年度に予定されている本システムの更改に伴う次期機器への切り替えを踏まえて、本システムの安定稼働及びコスト削減（導入経費不要等による）といった面から効率的な現行機器の継続利用をすることとしたところである。このため、今後、現行機器の賃貸借期間を延長する随意契約を行うこととする。従って、年度末で延長契約期間満了を迎えるハローワークシステム拠点設備更改等一式の賃貸借について、継続利用が可能な事業者は、原契約の契約相手方である。以上のとおり、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 7,874,403,003 | 7,874,403,003 | 100.0% | - | | | | |
| ハローワークシステム安定所内公開回線更改等一式（平成31年度契約延長） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | KDDI株式会社 東京都千代田区大手町1-8-1 | 9011101031552 | 平成31年度に予定されている本システムの更改に伴う次期機器への切り替えを踏まえて、本システムの安定稼働及びコスト削減（導入経費不要等）といった面から効率的な現行回線等設備の継続利用をすることとしたところである。このため、今後、現行回線等設備の利用期間を延長する随意契約を行うこととする。従って、平成30年度末で延長契約期間満了を迎えるハローワークシステム安定所内公開回線更改等一式について、継続利用が可能な事業者は、原契約の契約相手方である。以上のとおり、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 341,856,201 | 341,856,201 | 100.0% | - | | | | |
| ハローワークシステムの刷新に係る教育・研修環境の構築等業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | キャラバン方式での研修に必要な環境構築等の作業を他の事業者へ委託した場合、設計・開発事業者は当該作業に関しては責任を負うことができなくなり、教育・研修の品質を確保することが困難になることから、本調達は、教育・研修を一体的に実施し、確実な業務移行を完了する責任を負っている次期ハローワークシステムの設計・開発事業者と随意契約を行う必要がある。以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 112,988,401 | 112,972,795 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|-----------|--------------------------|---------------|--|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| ハローワークシステムの刷新に係る移行支援等業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本業務の受託者は公共職業安定所における業務に影響がないよう上記作業を閉庁期間中に実施し、閉庁日明けには公共職業安定所の業務が確実に開始できるようにする必要がある。このため、作業にあたっては事前に関係各所と緊密な連携の上、詳細な手順書を作成するとともに、事前のリハーサルを重ねて本番作業が円滑に実施できるよう調整する必要がある。 さらに、上記作業は次期ハローワークシステム側の作業と連動して行う必要があるとともに、作業に要する時間や手順が異なることから機能群単位での作業となり、複数の作業が同時並行で実施されることになる。また、時間を要する作業はパッチジョブを通常より前倒して動作させる等の措置が必要であり、この際、影響する部分を調査し対策を実施する必要がある。 これらを調整し、詳細な手順書を作成し、かつ現行システムの運用作業と平行して上記作業を実施できるのは、ハローワークシステムの仕様を十分に熟知している現行ハローワークシステムの統合運用監視等を受託している事業者のみである。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと(互換性)から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 190,207,521 | 190,185,192 | 100.0% | - | | | | |
| 改元に伴うハローワークシステム改修業務一式(現行システム平成31年度対応分) | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本業務は平成30年度の改元対応を引き継ぎ、新元号公表後速やかに新元号への置き換え・動作検証を行うものである。新元号の公表時期は4月1日の予定であり、作業期間が極端に短いことから、本業務の受託者はハローワークシステム及び平成30年度に実施した改元対応について熟知しており、可能な限り作業を効率的かつ確実に行う必要がある。 また、改元が行われる予定の時期は、公共職業安定所における雇用保険業務の繁忙期であるが、仮に、ハローワークシステムについて熟知していない者が本業務を行った場合には、遅延リスク、障害発生リスクが高く、方が一官庁会計システム(ADAMS II)との連携において障害が発生した場合、失業等給付の支給が滞り、国民生活に重大な影響を及ぼす可能性がある。 上記のとおり、これら全ての条件を満たす事業者は、平成30年度の改元対応の受託者であり、現在運用、ソフトウェア及びハードウェア保守事業者としてハローワークシステムの開発・運用保守を行う富士通株式会社のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと(互換性)から、会計法第29条の3第 | 89,867,750 | 89,697,024 | 99.8% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|-----------|--------------------------|---------------|---|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 改元に伴うハローワークシステム改修業務一式（次期システム平成31年度対応分） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本業務は、開発中の次期ハローワークシステムに対して、新元号への置き換え・動作検証を行うものである。そのため、本業務の受託者は次期ハローワークシステムについて熟知するとともに、次期ハローワークシステムの設計・開発事業者と密に連携をとる必要がある。 仮に、次期ハローワークシステムについて熟知していない者が本業務を行った場合には、遅延リスク、障害発生リスクが高くなり、万が一、次期ハローワークシステムへの移行が遅れた場合、現場に混乱を招き、安定行政運営に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本業務は次期ハローワークシステムの設計書の修正やアプリケーションの改修等を伴うものであるが、次期ハローワークシステムの設計・開発事業者である富士通株式会社は、開発段階にある設計情報を公表していないことから、同社以外の者による対応は不可能である。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 95,954,216 | 95,920,276 | 100.0% | - | | | | |
| 債権管理システム改修業務（平成31年度）一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本改修作業を行う事業者の不可欠条件としては、ハローワークシステム及び債権管理機能の構造に十分精通していることが必要である。この条件を満たす事業者は、平成30年度の債権管理機能の設計・開発事業者兼現行ソフトウェア保守事業者である富士通株式会社のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 203,901,364 | 203,767,056 | 99.9% | - | | | | |
| 追加給付業務管理システムの開発等に係る業務等一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月1日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本対応を進めるに当たっては、安定稼働を前提としたリスクマネジメントに万全を期することが必要であり、また短期間でかつ、品質を担保した作業を完了させる必要があること、雇用保険制度に係るシステムのみならず業務に精通した者が既存システムとの二重投資を回避し、効率的なシステム開発を行う必要があることから、本改修作業を行う事業者の不可欠条件としては、共通番号連携管理サブシステム及び雇用保険サブシステムの構造に十分精通していることが求められる。この条件を満たす事業者は、現在のソフトウェア保守事業者である富士通株式会社のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）及び緊急の必要により競争に付すことができないこと（緊急性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 470,981,304 | 470,065,680 | 99.8% | - | | | | |
| 債権管理システムハードウェア更改対応業務（平成31年度）一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月4日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本調達を行う事業者の不可欠条件としては、次期ハローワークシステムのハードウェアの構造及び債権管理機能の仕様十分精通していることが必要である。この条件を満たす事業者は、次期ハローワークシステムのハードウェア導入・保守事業者であり、債権管理機能の設計・開発事業者兼現行ソフトウェア保守事業者でもある富士通株式会社のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 546,004,071 | 545,997,726 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|------------|--|---------------|---|-------------|-------------|-------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 介護労働者雇用管理責任者講習事業 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月12日 | 公益財団法人介護労働安定センター 東京都荒川区荒川7-50-9 | 8011505001433 | 不落随契 | 26,637,617 | 26,491,924 | 99.5% | 1 | 公財 | 国所管 | 1者 | |
| 2019年8月～2020年5月労働経済動向調査調査票等の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月12日 | 大和総合印刷株式会社 東京都千代田区飯田橋1-12-11 | 6010001021699 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため(会計法第29条の3第5項)。 | 2,088,391 | 1,851,476 | 88.7% | - | | | | |
| ハローワークシステムの刷新に伴うメインセンターにおけるハローワークシステムと厚生労働省統合ネットワークとの10G接続機能供給に係る業務等一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月16日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 本作業は、賃貸借契約期間中の機器の設定変更を含む作業である。賃貸借中の機器に関する各種権利は賃貸借契約相手先が保有するものであり、本調達で委託する予定の設定等作業に必要な各種情報を職業安定局が提供することは困難である。また、機器の拡張作業は、土日等の閉庁日といった限られた時間内で確実に実施する必要がある。本機器の各種設定情報を熟知していない者が行った場合、障害が発生させるリスクが極めて高く、万が一障害が発生した場合には、公共職業安定所等の機能が停止し、国民生活に對し著しい不利益を与える恐れがある。さらに、設定変更に必要な情報については、賃貸借契約相手の事業者が熟知しており、習熟等の期間や工数を生じることなく実施可能と見料する。以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと(互換性)から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 3,851,498 | 3,829,636 | 99.8% | - | | | | |
| ハローワークシステム利用機関における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器の移設・移設にかかる業務一式(平成31年4月分) | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月25日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 本作業については、土日等の閉庁日といった限られた時間内で確実に実施する必要があることから、統合ネットワーク回線機器について精通している者が行う必要がある。また、仮に本機器の各種設定情報、統合ネットワークのネットワーク設計及び統合ネットワーク回線・機器の構造等を熟知していない者が行った場合、障害が発生させるリスクが極めて高く、万が一障害が発生した場合には、公共職業安定所等の機能が麻痺し、国民生活に對し、職業紹介サービスが受けられなくなるなどの著しい不利益を与えるおそれがある。このため、契約の性質又は目的が競争を許さないこと(互換性)から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 2,429,239 | 2,233,440 | 91.9% | - | | | | |
| ハローワークシステム平成31年度共通番号連携管理サブシステムに係る改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月26日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 障害発生により情報連携に係る部分で障害が発生し、住基ネット等外部機関のシステム及び業務に影響を与える状況になった場合、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金」の支給業務など、地方公共団体等の外部機関の職業安定局に情報照会した上で行う業務処理の遅れや誤った情報提供による処理等、他の行政機関の利用者へも影響を与え、大きな混乱をもたらしかねない。また、雇用保険サブシステム及び求職者支援サブシステムの給付金の支給業務が滞る事態になれば、給付金受給者への支給が遅れ、国民生活に多大な影響を及ぼすことになる。このため、本改修を進めるに当たっては、共通番号連携管理サブシステム、ハローワークシステム内の関連するサブシステム及び外部機関との接続について、十分構造を熟知している必要がある。以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと(互換性)から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 507,054,346 | 506,194,898 | 99.8% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 | |
|--|--|------------|--------------------------|---------------|--|---------------|---------------|-------|----------|---------|---------------|---------|----|--|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | | |
| ハローワークシステムにおける共通番号連携管理サブシステム等に係る2020年(平成32年)6月向けデータ標準レイアウト変更対応一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月26日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 障害発生により情報連携に係る部分で障害が発生し、住基ネット等外部機関のシステム及び業務に影響を与える状況になった場合、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金」の支給業務など、地方公共団体等の外部機関が職業安定局に情報照会した上で行う業務処理の遅れや誤った情報提供による処理等、他の行政機関の利用者へも影響を与え、大きな混乱をもたらしかねない。また、雇用保険サブシステム及び求職者支援サブシステムの給付金の支給業務が滞る事態になれば、給付金受給者への支給が遅れ、国民生活に多大な影響を及ぼすことになる。このため、本改修を進めるに当たっては、共通番号連携管理サブシステム、ハローワークシステム内の関連するサブシステム及び外部機関との接続について、十分構造を熟知している必要がある。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと(互換性)から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 250,371,344 | 249,725,915 | 99.7% | - | | | | | |
| 社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化に伴うハローワークシステム改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月26日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本改修を進めるに当たっては、リスク回避を含めて安定稼働を前提とした工程管理等に万全を期することが緊要であり、本改修作業を行う事業者の不可欠条件としては、次期ハローワークシステムの電子申請サブシステムや共通基盤サブシステム及び雇用保険サブシステムの構造について熟知していることが必要である。この条件を満たす事業者は、次期ハローワークシステムの設計開発事業者である富士通株式会社のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと(互換性)から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 1,147,566,207 | 1,121,467,896 | 97.7% | - | | | | | |
| 雇用関係助成金の制度改正に伴うシステム改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成31年4月26日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本改修業務を平成32年3月までに完了するためには、現在開発中であるハローワークシステム(以下「刷新ハローワークシステム」という。)のリリース前に仕様変更を加える必要がある。刷新ハローワークシステムは平成31年4月時点では、総合テスト工程中であり、資材が確定していないため、刷新ハローワークシステムの設計・開発事業者以外が本改修業務を行うと、資源管理が複雑となり、障害のリスクが高まる。障害が発生した場合は、助成金の支払い遅延など、行政運営に多大な影響を及ぼすことが思慮される。 また、本改修の目的として、申請者及び業務担当の事務負担の見直しが求められていることから、既存業務の流れや事務処理内容を十分分析したうえで、改善内容・実現方法を検討する必要がある。ハローワークシステム刷新後のハローワークシステムを用いた業務の流れ等については、刷新ハローワークシステムの設計・開発事業者が総合テスト工程中に確認する内容であり、平成31年4月時点では刷新ハローワークシステムの事業者以外では、分析が難しい。 なお、本改修でハローワークシステムに適用する要件は、前述のとおり、平成31年4月から施行されることから、刷新ハローワークシステムの改修が完了するまでの間、暫定的には業務運用を労働局・安定所にて行う必要がある。システム移行の際は、暫定的な業務運用内容を踏まえ、移行の方式を検討する必要があることから、本業務の受託者は助成金業務に係る業務知識を有している必要がある。 以上のとおり、契約の性質又は目的が競争を許さないこと(互換性)から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 157,815,759 | 157,491,432 | 99.8% | - | | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|--|----------------|---|---------------|------------------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| ハローワークシステムの刷新に伴う現行システムにおける拠点設備等の移行过渡期対応業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年5月7日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本業務を実施しなくてはならない期間には、通常期（本情報システムの安定稼働期）とは異なり、非常に多数の拠点で短期間に多数の機器をレイアウト変更のために移設・撤去することが想定され、安定稼働期の運用体制では到底対応不能な業務量であることが確実である。したがって、当該作業を迅速かつ確実に実施するためには現行の本情報システムのネットワーク構成及びそれぞれの回線・機器が担う役割、機能について熟知している必要がある。仮にこれら知識のない事業者が本業務を行う場合、本情報システムの機器及び回線接続仕様等を調査する必要があり、長期の調査期間・工数を要することとなる。政府全体でシステム運用コストの削減の指針があることから、本業務において多大な調査、検証工数を掛けることは避けるべきである。 加えて、本業務では、本情報システムの次期ハードウェア等納入・構築事業者、現行の運用事業者、ハードウェア保守事業者等関連事業者との緊密な連携を行うため、体制を理解し、関係を既に構築していることが望ましい。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 2,939,065,290 | 2,932,465,680 | 99.8% | - | | | | |
| ハローワークシステムの刷新に伴う厚生労働省統合ネットワークの接続設定変更、動作確認テスト及び移行等に係る業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年5月7日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 本業務では、本情報システムが更改することに伴って必要となる統合ネットワーク側で接続設定変更及び移行対応等を行い、現行と同様の利用環境を次期の本情報システムでも実現することを目的としている。 このためには、統合ネットワーク機器において各種の接続設定の変更作業、次期の本情報システムとの動作確認テスト項目の設定・テスト実施・検証、現行から次期への移行に伴う正常切替手法の設定・リハーサル・本番実施といった高度な作業が必要であり、このような作業を実施するには統合ネットワークと現行の本情報システムとの接続仕様を熟知している必要がある。仮に接続仕様に関する知識のない事業者が本業務を行う場合、本情報システムとの接続用機器及びネットワークへの影響等を調査する必要があり、長期の調査期間・工数を要することとなる。政府全体でシステム運用コストの削減の指針があることから、本業務において多大な調査、検証工数を掛けることは避けるべきである。 加えて、本業務の検証作業では、本情報システムの次期ハードウェア等納入・構築事業者、現行の運用事業者、ハードウェア保守事業者等関連事業者との緊密な連携を行うため、体制を理解し、関係を既に構築していることが望ましい。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 24,346,764 | 20,355,840 | 83.6% | - | | | | |
| 「外国人労働者問題啓発月間」に係るポスター 0,443部外1件の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年5月8日 | 永和印刷株式会社 荒川区西日暮里1-57-17 | 3011501005649 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 1,515,667 | (1,515,667) 757,834 | 100.0% | - | | | | |
| リーフレット「取り組みませんか？「魅力ある職場づくり」で生産性向上と人材確保」（平成31年（令和元年）度版）の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年5月15日 | 社会福祉法人東京コロニー 東京都大田区大森西2-22-26 | 6011205000217 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 1,176,996 | 1,057,536 | 89.9% | - | | | | |
| 資格・検定等の人員配置、昇格及び資金への反映状況等に係る実態調査事業 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年5月28日 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 東京都港区虎ノ門5-11-2 | 30104010411971 | 不落随契 | 20,136,138 | 19,619,820 | 97.4% | | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|----------------------------------|--|-----------|-----------------------------|---------------|---|-------------|-------------|-------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 追給管理システムハードウェア導入等一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年5月29日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本案件の実施に当たっては、安定稼働を前提としたリスクマネジメントに万全を期することが緊要であり、また短期間でかつ、品質を担保した作業を完了させる必要があるが、本システムを設計・開発事業者である同社であれば担保できると考えられる。 緊急の必要により競争に付すことができないこと（緊急性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 376,600,698 | 375,159,276 | 99.6% | - | | | | |
| 求人不受理対応の適用拡大に伴うシステム改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年6月6日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本改修業務では、約8,500ステップ規模の機能の新規開発・改修が行われる見込みであり、開発期間としては1年間を予定している。本改修業務を公布予定期間である平成32年3月までに完了するためには、現在開発中であるハローワークシステム（以下「刷新ハローワークシステム」という。）のリリース前に仕様変更を加える必要がある。刷新ハローワークシステムは平成31年6月時点では、総合テスト工程中であり、資材が確定していないため、刷新ハローワークシステムの設計・開発事業者以外が本改修業務を行うと、資源管理が複雑となり、障害のリスクが高まる。障害が発生した場合は、不受理対象事業所となった求人の受理、紹介など、行政運営に多大な影響を及ぼすことが懸念される。 また、現時点では、認定審査時に、労働保険納付状況について複数の画面（事業所情報検索、労働保険納付状況検索等）を操作しながら審査を行っているところ、改修後は、事業所情報検索の画面のみで認定審査を行うことが出来るが、既存業務の流れや事務処理内容を十分分析したうえで、改善内容・実現方法を検討する必要がある。ハローワークシステム刷新後のハローワークシステムを用いた業務の流れ等については、刷新ハローワークシステムの設計・開発事業者が総合テスト工程中に確認する内容であり、平成31年6月時点では刷新ハローワークシステムの事業者以外では、分析が難しい。 以上のとおり、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 156,846,238 | 156,581,856 | 99.8% | - | | | | |
| 特別育成訓練コース助成金周知用パンフレット 82,438部の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年6月7日 | 株式会社外為印刷 東京都台東区浅草2-28-31 | 9010501006222 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,272,790 | 1,887,500 | 83.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|-------------------------------|---------------|--|---------------|---------------|-------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 雇用関係助成金（特定求職者雇用開発助成金）のオンライン申請に伴うシステム改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年6月12日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 新規開発・改修が行われる見込みであり、設計・開発期間として2年間必要となる。中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議にて示された平成32年度中の運用開始を目指すためには、平成31年6月からの設計・開発が必要となることから、現在開発中であるハローワークシステム（以下「刷新ハローワークシステム」という。）の仕様変更が必要となる。刷新ハローワークシステムの設計・開発は平成31年6月時点では、総合テスト工程中であり、資材が確定したため、刷新ハローワークシステムの設計・開発事業者以外が本改修業務を行うと、資源管理が複雑となり、障害のリスクが高まる。障害が発生した場合は、助成金の支払い遅延など、行政運営に多大な影響を及ぼすことが思慮される。また、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議にて示された平成32年度中の運用開始に間に合わずサービス開始時期が遅延することにもつながりかねない。 また、本改修の目的として、申請者及び業務担当者の事務負担軽減が謳われていることから、既存業務の流れや事務処理内容を十分分析したうえで、改善内容・実現方法を検討する必要がある。ハローワークシステム刷新後のハローワークシステムを用いた業務の流れ等については、刷新ハローワークシステムの設計・開発事業者が総合テスト工程中に確認する内容であり、平成31年6月時点では刷新ハローワークシステムの事業者以外では、分析が難しい。以上のとおり、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 1,619,856,720 | 1,617,494,400 | 99.9% | - | | | | |
| 「2019年度両立支援等助成金のご案内」32,514部 外1件の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年6月12日 | 三松堂印刷株式会社 東京都千代田区西神田3-2-1 | 1010001129704 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,181,834 | 2,138,400 | 98.0% | - | | | | |
| ハローワークシステムにおけるADAMS IIの動作環境（Java）変更対応業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年6月14日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本業務は、労働局にADAMS II 利用のための専用端末を設置し、ADAMS II への接続を行うものであり、ハローワークシステムの既存機能、労働局設置のハローワークシステム端末等と併存し、かつ悪影響を与えない方法でネットワーク、セキュリティ設計等を行い、センターLAN及び地方LAN機器の設定変更及びADAMS専用端末の設定等を実施する必要がある。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 19,724,097 | 19,621,916 | 99.5% | - | | | | |
| ハローワークシステム雇用保険業務に関する平成31年度変更管理案件対応に伴うシステム改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年7月2日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本調達を行う事業者の不可欠条件としては、現行及び次期ハローワークシステムにおける雇用保険サブシステムの構造に十分精通していることが必要であることから、現行及び次期ハローワークシステムにおける雇用保険サブシステムの構造に十分精通している既存事業者との随意契約が適切と考えられる。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 788,573,775 | 786,988,400 | 99.8% | - | | | | |
| 平成31年度歳入歳出予定経費要求額明細書第1分冊～第4分冊の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年7月5日 | 株式会社大和プリント 東京都台東区柳橋2-21-13 | 2010501030336 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,200,741 | 1,485,000 | 67.5% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|--|---------------|---|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| PCB廃棄物処理業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年7月11日 | 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 東京都江東区青海三丁目地先 | 2010401053420 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等の関係法令に基づき高濃度PCBの処理事業者は、中間貯蔵・中間貯蔵・環境安全事業株式会社とされているため(会計法第29の3第4項)。 | 179,052,000 | 179,052,000 | 100.0% | - | | | | |
| PCB廃棄物処理に係る管理等業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年7月11日 | 三井造船特機エンジニアリング株式会社 岡山県玉野市玉3-1-1 | 9010001038591 | 施設管理者である株式会社中野サンブラザ及び株主であるまちづくり21から、本作業にあたっては施設営業中であることや有害物質の処理であるという特殊性に鑑み、「同等規模の作業実績を持つ者として中間貯蔵・環境安全事業株式会社の紹介を受けた事業者に対し、中野サンブラザ側が同意した者が実施する」こととされており、業者が指定されているため(会計法第29の3第4項)。 | 693,000,000 | 693,000,000 | 100.0% | - | | | | |
| PCB廃棄物処理に係る収集運搬業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年7月11日 | 日本通運株式会社 首都圏支店 東京都港区芝3-3-15 | 4010401022860 | 施設管理者である株式会社中野サンブラザ及び株主であるまちづくり21から、本作業にあたっては施設営業中であることや有害物質の処理であるという特殊性に鑑み、「同等規模の作業実績を持つ者として中間貯蔵・環境安全事業株式会社の紹介を受けた事業者に対し、中野サンブラザ側が同意した者が実施する」こととされており、業者が指定されているため(会計法第29の3第4項)。 | 71,518,055 | 71,500,000 | 100.0% | - | | | | |
| 平成28年度以降に拡張する厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給(設計・構築、テスト、運用等)業務一式(ハローワークシステム刷新に係る増速分) | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年7月23日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 第3期統合ネットワークは、NTTコミュニケーションズ(株)が設計・構築し、ネットワーク全体を一体的・一元的に運用・管理しているものであり、当該回線の増速を他社が行うことはできないことから、同社以外の者による対応は不可能である。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと(互換性)から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 11,281,729 | 11,182,710 | 99.1% | - | | | | |
| 職業紹介事業パンフレット及び労働者派遣事業パンフレットの印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年7月26日 | 社会福祉法人東京コロニー 都大田福祉工場 大田区大森西2-22-26 | 6011205000217 | 慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるため(予算決算及び会計令第99条第16号の2)。 | 1,708,967 | 1,446,498 | 84.6% | - | | | | |
| 教育訓練修了証明書2種の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年8月2日 | 社会福祉法人復生あせび会 abeam 東京都文京区千石4-37-4 | 4080105001163 | 慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるため(予算決算及び会計令第99条第16号の2)。 | 1,160,352 | 1,160,352 | 100.0% | - | | | | |
| パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書外1件の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年8月8日 | 永和印刷株式会社 荒川区西日暮里1-57-17 | 3011501005649 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため(会計法第29条の3第5項)。 | 1,987,634 | 1,652,461 | 83.1% | - | | | | |
| 「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル(業界共通編)」外6件の発送 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年8月27日 | 社会福祉法人東京コロニー トーコロ青葉ワークセンター 東京都東村山市青葉町2-39-10 | 6011205000217 | 慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるため(予算決算及び会計令第99条第16号の2)。 | 1,447,804 | 1,447,804 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|--|---------------|---|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 求人情報オンライン提供データ用アプリケーションの改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年8月29日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 次期ハローワークシステムの開発に伴うアプリ改修業務であるため、次期ハローワークシステムの開発を行っている業者に改修を依頼することが、最も効率的かつ確実であると考えられ、契約の性質又は目的が競争を許さないため（会計法第29条の3第4項） | 19,155,400 | 18,700,000 | 97.6% | - | | | | |
| 出張相談時における求人情報提供用端末アプリケーションの改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年8月29日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 次期ハローワークシステムの開発に伴うアプリ改修業務であるため、次期ハローワークシステムの開発を行っている業者に改修を依頼することが、最も効率的かつ確実であると考えられ、契約の性質又は目的が競争を許さないため（会計法第29条の3第4項） | 15,747,600 | 15,400,000 | 97.8% | - | | | | |
| ハローワークシステム利用機関における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器の移転・移設に係る業務一式（令和元年9月分） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年9月3日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 統合ネットワークのネットワーク設計及び統合ネットワーク回線・機器の構築等を熟知していない者が行った場合、障害を発生させるリスクが極めて高く、万が一障害が発生した場合には、公共職業安定所等の機能が麻痺し、国民生活に対し、職業紹介サービスが受けられなくなるなどの著しい不利益を与えるおそれがある。このため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 3,408,143 | 3,147,100 | 92.3% | - | | | | |
| ハローワークシステム雇用保険サブシステムに係るDBサーバ等の追加メモリ導入一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年9月18日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本調達の実施に当たっては、安定稼働を前提としたリスクマネジメントに万全を期するとともに、品質を担保した製品及び作業等が必要であり、この条件を満たす事業者は雇用保険サブシステムのDBサーバ機器を製造している富士通株式会社のみである。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 42,091,445 | 42,022,530 | 99.8% | - | | | | |
| 令和元年度卓越技能者表彰式に係る盾及び徽章の製造 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年9月19日 | 株式会社紅和 東京都世田谷区用賀4-16-1-305 | 5011001032101 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,499,750 | 2,499,750 | 100.0% | - | | | | |
| リーフレット「特定一般教育訓練の教育訓練給付金」に関する支給申請手続きのご案内外2件の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年9月24日 | 社会福祉法人東京コロニー 東京都大田区福社工場 大田区大森西2-22-26 | 6011205000217 | 慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるため（予算決算及び会計令第99条第16号の2）。 | 1,921,583 | 1,921,583 | 100.0% | - | | | | |
| 求人者向けリーフレット「一職場情報総合サイト「しよくばらほ」のご案内」他1件の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年9月24日 | 社会福祉法人復生あせび会 abeam 東京都文京区千石4-37-4 | 4080105001163 | 慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるため（予算決算及び会計令第99条第16号の2）。 | 2,385,531 | 2,385,531 | 100.0% | - | | | | |
| ハローワークシステム利用機関における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器の移転・移設に係る業務一式（令和元年9月飯田公共職業安定所分） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年9月25日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 統合ネットワークのネットワーク設計及び統合ネットワーク回線・機器の構築等を熟知していない者が行った場合、障害を発生させるリスクが極めて高く、万が一障害が発生した場合には、公共職業安定所等の機能が麻痺し、国民生活に対し、職業紹介サービスが受けられなくなるなどの著しい不利益を与えるおそれがある。このため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 1,557,617 | 1,496,000 | 96.0% | - | | | | |
| リーフレット「特定一般教育訓練の教育訓練給付金」に関する支給申請手続きのご案内外1件の発送 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年9月26日 | 社会福祉法人東京コロニー トータルワークセンター 東京都東村山市青葉町2-39-10 | 6011205000217 | 慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるため（予算決算及び会計令第99条第16号の2）。 | 1,951,345 | 1,951,345 | 100.0% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|------------|---|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 教育訓練プログラム開発事業（2年開発コース）（ICTを活用した分野） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年10月1日 | 国立大法法人九州大学 福岡県福岡市西区元岡744 | 3290005003743 | 予算決算及び会計令第99条の2（不落随契） | 54,436,401 | 37,054,800 | 68.1% | - | | | | |
| 職業紹介事業パンフレット許可・更新等マニュアルの印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年10月2日 | 社会福祉法人東京コロニー 東京都大田区大森西2-22-26 | 6011205000217 | 慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるため（予算決算及び会計令第99条第16号の2）。 | 1,194,160 | 1,194,160 | 100.0% | - | | | | |
| 求人者向けリーフレット「一職場情報総合サイト「しよくばらば」のご案内」外1件の発送 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年10月2日 | 社会福祉法人東京コロニー トコロ青葉ワークセンター 東京都東村山市青葉町2-39-10 | 6011205000217 | 慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるため（予算決算及び会計令第99条第16号の2）。 | 1,681,570 | 1,681,570 | 100.0% | - | | | | |
| ハローワークシステム利用機関における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器の移転・移設に係る業務一式（令和元年10月分） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年10月2日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 本機器の各種設定情報、統合ネットワークのネットワーク設計及び統合ネットワーク回線・機器の構造等を熟知していない者が行った場合、障害が発生させるリスクが極めて高く、万が一障害が発生した場合には、公共職業安定所等の機能が麻痺し、国民生活に対し、職業紹介サービスが受けられなくなるなどの著しい不利益を与えるおそれがある。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 3,567,520 | 3,020,600 | 84.7% | - | | | | |
| ハローワークシステムの刷新に伴う汎用テンプレートの設計・開発業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年10月4日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 現在行われている次期ハローワークシステム刷新対応は、設計、開発及び結合テスト工程を経て、総合テスト、受入テスト及び移行を実施する内容であり、現在総合テストを行っている。本調達には総合テスト以降の工程と同時並行で作業を行わなければならない、次期ハローワークシステムに登録する情報に何らかの変更が生じた場合、出力情報の変更に伴い汎用テンプレートについても変更を加える必要があり、設計変更のリスクが高い。そのため、刷新対応を行っている既存事業者以外が本調達に対応することは難しい。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 4,997,850 | 4,996,420 | 100.0% | - | | | | |
| 令和元年度教育訓練講座受講環境整備事業（消費税率引上げに係る訓練経費変更対応） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年10月9日 | 中央職業能力開発協会 東京都新宿区西新宿7-5-25 | 9011105004645 | 教育訓練給付制度の指定講座の消費税率引上げに係る訓練経費変更を行うため、教育訓練講座受講環境整備事業を受託している中央職業能力開発協会に委託することが最も効率的かつ確実であることから、契約の性質又は目的が競争を許さないため（会計法第29条の3第4項） | 3,882,956 | 3,882,956 | 100.0% | - | | | | |
| ハローワークシステム利用機関における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器の移転・移設に係る業務一式（令和元年11月分） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年10月29日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 本機器の各種設定情報、統合ネットワークのネットワーク設計及び統合ネットワーク回線・機器の構造等を熟知していない者が行った場合、障害が発生させるリスクが極めて高く、万が一障害が発生した場合には、公共職業安定所等の機能が麻痺し、国民生活に対し、職業紹介サービスが受けられなくなるなどの著しい不利益を与えるおそれがある。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 2,992,000 | 2,541,000 | 84.9% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|------------|--------------------------|---------------|--|-------------|-------------|-------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 厚生労働省統合ネットワーク帯域増速対応に伴うハローワークシステムの拠点ネットワーク機器の設定変更業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年10月29日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | これらの業務について現行の運用業務と異なる事業者が行った場合、障害が発生した後の対応に時間を要するリスクが極めて高く、万が一、業務の継続ができない状態が長期にわたった場合には、都道府県労働局の機能が停止し、その結果、国民生活に対し著しい不利益を与えてしまう恐れがある。 以上により、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 4,816,185 | 4,787,200 | 99.4% | - | | | | |
| FAT端末導入に向けたハローワークシステム（共通基盤サブシステム）改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年11月8日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 次期ハローワークシステムは令和元年12月までテスト工程、翌年1月から運用開始されるものであり、テスト工程・運用開始後の一定期間においては不具合対応も想定される。本業務においては、次期ハローワークシステムの設計書の修正やプログラムの改修等を要するが、不具合対応により設計書・プログラム等の変更が繰り返されることから、本業務の受託者は、非公開かつ完成形ではない設計情報等を用いて業務を遂行する必要がある。そのため、本業務を完遂できる者は次期ハローワークシステムの設計・開発事業者である富士通株式会社のみであり、同社以外の者による対応は不可能である。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 90,078,700 | 89,952,940 | 99.9% | - | | | | |
| 在留カード番号追加等に係るハローワークシステム（雇用管理改善機能群等）の改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年11月11日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本事業は、現在開発中であるハローワークシステム（以下「次期ハローワークシステム」という。）のリリース前から仕様変更を加える必要がある。次期ハローワークシステムの設計・開発事業者以外が本改修業務を行うと、設計書及びプログラムソース等の資源管理が複雑となり、他事業者が本改修業務を行う場合、デグレドが発生するリスクがあり、かつ当該事業者に対して開発状況の共有が必要となり開発効率の低下が懸念される。 加えて、政府決定に基づく計画を阻害することになり、外国人の在留状況・就労状況等を正確かつ確実に把握し、的確な在留管理を行うことができないこととなる。 以上のことから、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 242,645,997 | 241,948,520 | 99.7% | - | | | | |
| ハローワークシステムにおける債権管理サブシステムに係るハードウェア更改及び貸借等一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年11月15日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本案件で調達する債権管理サブシステムのアプリケーションサーバは次期ハローワークシステムの現在稼働中（総合テスト中）の仮想サーバ上に構築するため、適切に構築できない場合、同仮想サーバを利用する他のサブシステムの稼働に重大な影響を及ぼすこととなる。 また、債権管理サブシステムのハードウェア更改は2020年（令和2）年11月30日までに完了する必要があるところ、債権管理サブシステムのデータベースサーバ、ネットワーク機器等の保守事業者を次期ハローワークシステムの導入・保守事業者とすれば、複数のハードウェアを跨るテスト作業等が効率的かつ安全に行えることから、スケジュールの遅延リスクや障害発生リスクを低減させることができる。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 339,916,457 | 339,685,500 | 99.9% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 | |
|---|--|------------|--|---------------|--|-------------|---|--------|----------|---------|---------------|---------|----|----------------------|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | | |
| ハローワークシステム利用機関における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器の移転・移設に係る業務一式（令和元年12月分） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年11月26日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 本機器の各種設定情報、統合ネットワークのネットワーク設計及び統合ネットワーク回線・機器の構造等を熟知していない者が行った場合、障害が発生させるリスクが極めて高く、万が一障害が発生した場合には、公共職業安定所の機能が麻痺し、国民生活に対し、職業紹介サービスが受けられなくなるなどの著しい不利益を与えるおそれがある。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 3,966,820 | 3,529,900 | 89.0% | - | | | | | |
| 厚生労働省上石神井庁舎セキュリティゲート更新業務 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年12月2日 | KDDI株式会社 東京都千代田区大手町1-8-1 | 9011101031552 | 予算決算及び会計令第99条の2（不落随契） | 25,653,936 | (25,630,000) 12,815,000 | 99.9% | - | | | | | 連名契約 労災勘定 徴収勘定 |
| 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年12月3日 | 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道室蘭市仲町14-7 | 2010401053420 | 政府は高濃度PCB廃棄物の唯一の処理施設として、特殊会社「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）」を設立しており、JESCOのみが高濃度PCB廃棄物を処理できる唯一の事業者であり、会計法29条の3第4項の「競争を許さない場合」に該当するため。 | 19,219,200 | (19,219,200) 9,609,600 | 100.0% | - | | | | | 連名契約 労災勘定 徴収勘定 |
| 不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアルの印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年12月5日 | 株式会社外為印刷 東京都台東区浅草2-28-31 | 9010501006222 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,385,141 | 2,046,330 | 85.8% | - | | | | | |
| 「精神障害者等の就労サポート普及事業」における支援機関向けパンフレット等印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年12月10日 | 有限会社正陽印刷 東京都練馬区関町北5-19-10 | 6011602005677 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 1,540,184 | 1,369,500 | 88.9% | - | | | | | |
| ハローワークシステム拠点整備等一式（令和2年1月～3月延長分） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年12月13日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本システムの安定稼働及びコスト削減（導入経費不要等による）といった面から効率的な現行機器の継続利用をすることとした。このため、現行機器の賃貸借期間を延長する随意契約を行うこととする。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 3,266,901 | 3,266,901 | 100.0% | - | | | | | |
| 令和元年度「雇用保険追加給付コールセンターの増設・運営」に係る委託業務 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年12月17日 | トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3-25-18 | 3011001041302 | 毎勤統計の不適切な取扱により、雇用保険に係る追加給付が発生し、追加給付のお知らせ等の発送を行っているところ、既存のコールセンターのみでは対応が困難となり、緊急に契約を締結する必要があるため（会計法第29条の3第4項）。 | 202,106,852 | 202,106,852 (人件費：オペレータ 70席×56,631.25時間×@2,450、管理者 オペレータ費用の25% (34,686,640)、 回線使用料：70回線×3か月×@1,430、体制構築費：10,000,000円) | 100.0% | - | | | | | 単価契約 @2,450、 他 |
| 2020年度技能検定制度に係る周知用ポスター及びパンフレットの印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年12月18日 | 株式会社アイネット 東京都中央区銀座7-16-21 | 5010001067883 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,416,741 | 2,147,116 | 88.8% | - | | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-------------------------------------|--|------------|-------------------------------|---------------|---|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| ハローワークシステムの賃金日額改定に係る業務等一式について | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年12月20日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 雇用保険サブシステムは失業中に必要な給付を行うこと等を目的としたシステムであり、国民の生活への影響が大きいことから、早急に正しい金額で支給をすることが必要である。このため、当作業の実施に当たっては、短期間で検証作業を行う必要があるが、仮に毎年8月1日の賃金日額改定作業を経験していない事業者がマスターデータの修正を行った場合、本作業と検証について短期間で行うことができない可能性が高いとともに、万が一、支給額等に誤りが生じることがあれば、国民生活に多大な影響を与えることが予想される。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 12,776,280 | 12,689,600 | 99.3% | - | | | | |
| 特級技能士章840個 外3件の製造 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年12月24日 | 株式会社アプライ 東京都新宿区新宿1-16-10 | 9011101001167 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,480,555 | 2,480,555 | 100.0% | - | | | | |
| ハローワークシステム安定所内公開回線等一式（令和2年1月～3月延長分） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和1年12月25日 | KDDI株式会社 東京都千代田区大手町1-8-1 | 9011101031552 | 本システムの安定稼働及びコスト削減（導入経費不要等）といった面から効率的な現行回線等設備の継続利用をすることとした。このため、現行回線等設備の利用期間を延長する随意契約を行うこととする。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 4,542,450 | 4,542,450 | 100.0% | - | | | | |
| 「2019年版年間労働判例命令要旨集」389部外4件の購入 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年2月4日 | 株式会社労務行政 品川区西五反田3-6-21 | 8010401046377 | 安価に購入できるのは、発行元である出版社以外にないため（会計法第29条の3第4項）。 | 13,222,110 | 9,552,440 | 72.2% | - | | | | |
| 「労働総覧2020年版」108部の購入 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年2月5日 | 株式会社労務法令 東京都中央区新川12-1-6 | 6010001071042 | 安価に購入できるのは、発行元である出版社以外にないため（会計法第29条の3第4項）。 | 1,544,400 | 1,245,520 | 80.6% | - | | | | |
| 「注解・判例 出入国管理実務六法 令和2年版」221部外1件の購入 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年2月3日 | 日本加除出版株式会社 東京都豊島区南長崎3-16-6 | 8013301009172 | 安価に購入できるのは、発行元である出版社以外にないため（会計法第29条の3第4項）。 | 1,544,400 | 1,245,520 | 80.6% | - | | | | |
| 2020年版雇用保険法関係法令集700部外1件の購入 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年1月29日 | 株式会社労務行政 品川区西五反田3-6-21 | 8010401046377 | 安価に購入できるのは、発行元である出版社以外にないため（会計法第29条の3第4項）。 | 8,483,260 | 6,248,315 | 73.7% | - | | | | |
| 「労働者派遣・請負を適性に行うためのガイド」外5件の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年2月10日 | 株式会社三響社 東京都千代田区神田小川町3-2 | 4010001017138 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,270,483 | 2,124,238 | 93.6% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|---|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|--------------|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 「職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！」周知用パンフレットの30,000部の作成 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年3月2日 | 株式会社三響社 東京都千代田区神田小川町3-2 | 401000101738 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,436,523 | 1,485,000 | 60.9% | - | | | | |
| 「雇用保険法の一部を改正する法律案管案資料 与野党部会配布用5点セット①」外1件の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年1月20日 | 有限会社正陽印刷 東京都練馬区関町北5-10-10 | 6011602005677 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,117,684 | 1,903,000 | 89.9% | - | | | | 連名契約 労災勘定 |
| 「雇用保険法の一部を改正する法律案管案資料 与野党部会配布用5点セット③」外3件の印刷 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年1月24日 | 有限会社正陽印刷 東京都練馬区関町北5-10-10 | 6011602005677 | 予定価格が250万円を超えない製造であるため（会計法第29条の3第5項）。 | 2,357,047 | 2,284,480 | 96.9% | - | | | | 連名契約 労災勘定 |
| 2020年版雇用保険法関係法令 外5件の梱包発送一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年2月3日 | 社会福祉法人東京コーロニー トーチコ青葉ワークセンター 東京都東村山市青葉町2-39-10 | 6011205000217 | 慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるため（予算決算及び会計令第99条第16号の2）。 | 1,853,698 | 1,853,698 | 100.0% | - | | | | |
| 学校等休業助成金・支援金 コールセンターの設置・運営 業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年3月13日 | トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3-25-18 | 3011001041302 | 緊急に契約を締結する必要があるため（会計法第29条の3第4項）。 | 21,802,000 | 21,802,000 | 100.0% | - | | | | |
| 学校等休業助成金・支援金 コールセンターの設置・運営 業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年3月13日 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・マーケティングアクト | 1120001100018 | 緊急に契約を締結する必要があるため（会計法第29条の3第4項）。 | 36,113,000 | 36,113,000 | 100.0% | - | | | | 連名契約 一般会計 |
| 学校等休業助成金・支援金 コールセンターの設置・運営 業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年3月13日 | 株式会社アイネットサポート 東京都豊島区南大塚3-30-3 | 9011101054264 | 緊急に契約を締結する必要があるため（会計法第29条の3第4項）。 | 12,829,652 | 12,829,652 | 100.0% | - | | | | 連名契約 一般会計 |
| 学校等休業助成金・支援金の 申請受付及び一次審査業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年3月13日 | トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3-25-18 | 3011001041302 | 緊急に契約を締結する必要があるため（会計法第29条の3第4項）。 | 77,000,000 | 77,000,000 | 100.0% | - | | | | 連名契約 一般会計 |
| 学校等休業助成金・支援金の 申請受付及び一次審査業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年3月13日 | アデコ株式会社 東京都千代田区霞が関3-7-1 | 8010401001563 | 緊急に契約を締結する必要があるため（会計法第29条の3第4項）。 | 59,892,144 | 59,892,144 | 100.0% | - | | | | 連名契約 一般会計 |
| 学校等休業助成金・支援金の 申請受付及び一次審査業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年3月13日 | 株式会社パソナ 東京都千代田区丸の内1-5-1 | 1010001067359 | 緊急に契約を締結する必要があるため（会計法第29条の3第4項）。 | 52,247,818 | 52,247,818 | 100.0% | - | | | | 連名契約 一般会計 |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|-----------|--|---------------|---|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|--------------|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 学校等休業助成金・支援金の申請受付及び一次審査業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年3月13日 | パーソルテンプスタッフ株式会社 東京都港区芝5-33-1 | 1011001015010 | 緊急に契約を締結する必要があるため（会計法第29条の3第4項）。 | 43,367,610 | 43,367,610 | 100.0% | - | | | | 連名契約 一般会計 |
| 職業安定業務統計に係る特別集計に係る業務等一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年2月13日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本対応を進めるに当たっては、安定稼働を前提としたリスクマネジメントに万全を期することが必要であり、また短期間でかつ、品質を担保したデータ抽出・加工・集計を完了させる必要があること、統計分析に係るシステムのみならず職業安定業務統計に精通した者が既存統計への影響を回避し、効率的な作業を行う必要があることから、本作業を行う事業者の不可欠条件としては、職業紹介サブシステム及び統計分析サブシステムの構築に十分精通していることが求められる。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）及び緊急の必要により競争に付すことができないこと（緊急性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 12,886,500 | 12,881,000 | 99.96% | - | | | | 連名契約 一般会計 |
| 訓練・訓練登録機能群における就職水河期暫定対応等に伴う改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年2月19日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本調達は政府決定に基づき、令和2年4月の新規職業訓練開始までに完了させる必要があるが、当該期日に間に合わなかった場合、政府決定に基づく計画を阻害することになり、就職水河期世代向けの訓練受講者に対して、適正に給付金支給を行うことができなくなり、就職水河期世代の支援を行うことができないことになる。 加えて、ハローワークシステムは令和元年12月末まで開発中であり、改修に着手することができなかったため、本改修業務は約3か月以内という非常に短い期間での改修を確実に行う必要がある。本システムについて熟知しているアプリケーション保守事業者である富士通株式会社以外が本調達に対応することは難しい。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 35,262,727 | 35,027,465 | 99.33% | - | | | | |
| 法務省との外国人雇用状況届出データのオンラインによる情報連携化に係るハローワークシステム（雇用管理改善指導機能群等）改修業務一式 | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年3月23日 | 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 | 1020001071491 | 本業務においては、雇用対策サブシステム及びハローワークシステムにおける外部システムとの連携について十分熟知するとともに、リスク回避を含めて安定稼働を前提とした工程管理等に万全を期することが必要である。 仮にハローワークシステムのプログラムや外部システムとの連携について熟知していない事業者が設計開発を行った場合、当該事業者はハローワークシステムの構造を十分に理解する必要があると、計画的な設計開発を実施することが困難となり、政府決定に基づく計画を阻害し、外国人の在留状況・就労状況等を迅速に把握し、適切な雇用管理、在留管理を行うことができないこととなる。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないこと（互換性）から、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 500,220,559 | 499,982,120 | 99.95% | - | | | | |
| ハローワークシステム利用機関における厚生労働省統合ネットワーク回線・機器の移転・移設に係る業務一式（令和2年2月分） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年1月30日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 本機器の各種設定情報、統合ネットワークのネットワーク設計及び統合ネットワーク回線・機器の構造等を熟知していない者が行った場合、障害が発生させるリスクが極めて高く、万が一障害が発生した場合には、公共職業安定所等の機能が麻痺し、国民生活に対し、職業紹介サービスが受けられなくなるなどの著しい不利益を与えるおそれがある。 以上により、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 4,517,920 | 3,773,000 | 83.5% | - | | | | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|-----------|--|---------------|---|-----------|-----------|-------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 令和2年度厚生労働省統合ネットワーク回線・機器に係る供給（設計・構築、テスト、運用等）業務一式（ハローワークシステム令和2年6月開始分） | 支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 令和2年3月13日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 | 7010001064648 | 本調達は、既存の統合ネットワークへの影響を極力与えることなく実現する必要があるが、本体契約の調達仕様書においては、新規拠点を既存の統合ネットワークに接続する場合に本体契約事業者以外の事業者（以下「他事業者」という）が接続することを想定しておらず、他事業者では作業が適正に遂行されない恐れがある。さらに、他事業者が本作業を行う場合、新規ネットワークの構築に加え、本体契約事業者との事前調整や接続確認等の作業が増大するため、本体契約事業者が行う場合に比べ期間と費用が増大することが見込まれる。以上のことから、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4に該当するため。 | 2,279,618 | 2,238,368 | 98.2% | - | | | | |

※契約金額で上段（ ）書きのあるものは、上段（ ）書きが契約総額、下段が雇用勘定分契約額である。

※公益法人の区分において「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。